

役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、松河戸区規約第8条及び第11条に定める役員の手当を本規則によつて支給する。

(手当の額)

第2条 1年間の手当は、次の各号に定める区分により支払う。

(1) 区長	300,000円
(2) 副区長、顧問	100,000円
(3) 会計	50,000円
(4) その他の区会(副区会)議員	20,000円
(5) 広報配布 戸数割 一戸	300円
(6) 監事	1,500円

2 役員が辞任した場合は、補欠の役員と任期を按分して支払う。

(支払の時期)

第3条 手当は、2月末に支払う。

(その他の規則等)

第4条 この規則に定められていない事項は、区長が決定する。

(附則)

1. この規定は、平成20年4月1日から施行する。
2. この規定は、平成22年4月1日から一部改正する。
3. この規定は、平成24年4月1日から一部改正する。
4. この規定は、平成30年4月1日から一部改正する。
5. この規定は、平成31年4月1日から一部改正する